2 準備組合の活動状況

2-1 都市計画手続き

(3) 地区計画の指定方針について



魅力ある成合南地区をいつまでも「良好なまち」とする ため、それぞれの土地利用にあわせて、<u>きめ細やかな</u> <u>ルールである「地区計画」を都市計画決定</u>いたします。

<地区計画の例>

■地区区分

居宅・自己活用地(農地・地区内企業等)・利活用地 の3つの区分ごとに土地利用のルールを定めることを 想定しています。

■敷地規模

3つの区分に応じて、最低敷地面積を設定し、土地の細分化を抑制します。

(4) 生産緑地の指定について



生産緑地とは、市街化区域内にある<u>農地の</u>
計画的な保全を図ることを目的</u>としています。
指定に際しては生産緑地地区として高槻市が
都市計画決定します。

市街化区域内の農地は通常、宅地並み課税となりますが、生産緑地の指定を受けると、税制上の優遇措置として<u>市街化調整区域の農地と同</u>様の課税となります。

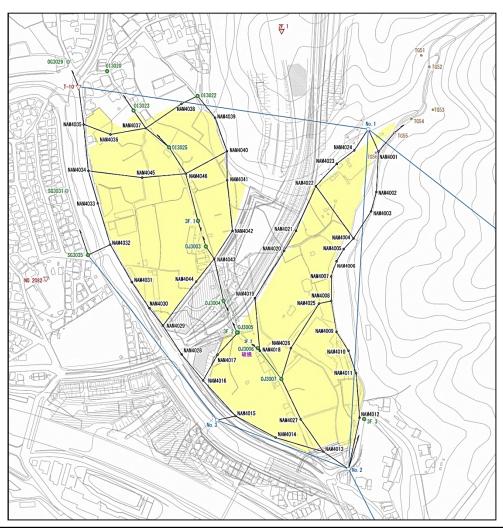
原則30年間、所有者は農地としての管理を 義務づけられます

7

2 準備組合の活動状況

2-2 現況図面の作成

土地の高さ、道路、水路や建物位置を調査し、現況図面を作成しました。







2 準備組合の活動状況

2-3 施行区域の明確化

事業化に向けては、施行区域(区域の外周部分)を明らかにする必要があります。高槻市にお いて調査した結果、下図に赤と青で示す部分が境界未確定、もしくは古い境界が復旧できないこ とが判明しました。これらについては、関係者の方々のご協力を頂きながら、境界確定作業を順 次進めていきます。

